

桜岡小学校ホームページ運用規定

1. 本規定について

この規定は、「佐賀県教育センター学校ホームページ運用ガイドライン」に基づき、小城立桜岡小学校におけるホームページの管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. ホームページ公開の目的

桜岡小学校の教育活動及び児童の学校生活について、保護者、地域、一般に公開することで、本校の教育活動について、情報を公開し、本校教育に対する理解と協力を得る。あわせて児童の学習の成果や職員の研修に関わる内容の発表の場とする。

3. 責任範囲

管理責任者は学校長とし、本校のホームページに掲載された情報について責任を負うものとする。管理責任者は運営責任者を置き、掲載内容や利用状況を管理報告させるものとする。

4. ホームページの作成及び公開について

ホームページを作成及び公開することができるのは、本校職員、本校児童、その他管理責任者が適当と認めた者とする。掲載された情報について学校関係者から修正・削除要求が出された場合、運営責任者は管理責任者の承諾を得た上で、要求の部分の修正・削除ができるものとする。

5. 個人情報の保護について

児童及び職員の個人情報の保護のため、児童及び職員の住所、電話番号、生年月日、家庭の状況、成績等の個人が特定できる情報は掲載しない。ただし、学校行事の紹介、児童作品の紹介、活動成果の紹介など、管理責任者が必要であると判断した場合には、必要最小限の個人情報を掲載する。

6. 著作権について

桜岡小学校のホームページに掲載されている文章、写真、作品などの著作権に関しては、全て桜岡小学校に属するものとする。

7. セキュリティ

ユーザIDやパスワードは部外者に漏れないよう厳重に管理する。また、運

営責任者の異動等によりユーザIDやパスワードを記した書類が紛失しないよう留意する。なお、学校職員室でのみ更新作業を行えるものとし、ページの作成のみは他の場所においても可とする。

8. 運用規定の見直し

現行の規定では対応できないことが生じた場合は、職員で協議し、管理責任者の許可を得て改定するものとする。

9. 付則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。